

一般事業主行動計画

医療法人みらい筑紫野病院

筑紫野病院は、職員が仕事と家庭生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを行い、職員が有するスキルや経験・能力を十分に発揮できるようにするため、女子職員の妊娠・出産・子育て・復職における支援を行います。また、出産・子育てによる退職者の再雇用制度を構築します。

以上の観点から、下記の通り一般事業主行動計画を策定します。

記

I. 計画期間

令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日（3年間）

II. 計画内容

1. 目 標

職員が仕事と子育ての両立を図ることができるような雇用環境の整備に関する事項を定めます。

2. 対 策

(1) 妊娠・出産

女子職員の妊娠中の母性健康管理、産前産後の社会保険等の制度に関する事項の周知や情報提供を行うとともに相談窓口体制を整備します。

(2) 産後・育児休業・復職

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図ります。そのため、育児休業や復職等に関しての当院の規程、待遇、条件等に関する事項について周知します。

(3) 保育

院内に令和3年7月から保育所を開園しており、2歳迄の幼児を育てる職員が利用できるように周知していきます。

(4) 再雇用

出産や子育ての理由で止むを得ず退職した職員については、優先して再雇用します。

⇒退職者の再雇用の条件等を設定して再雇用制度を制定します。

以上